

**第3回 芦屋市JR芦屋駅南地区第二種市街地再開発審査会
会議要旨**

日 時	令和4年12月1日(木) 14:00~14:25
場 所	東館3階 中会議室
出 席 者	会 長 久隆浩 副 会 長 難波里美 委 員 小島幸保、堀智子、喜田清左衛門、塩田恭嗣 欠席委員 北谷真也 事 務 局 辻都市建設部長、谷崎都市整備課長、辻都市建設部主幹、 梅木都市整備課係長、五島都市整備課主査
事 務 局	都市建設部都市整備課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者6人中6人の賛成により決定した。 [芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要] <非公開・一部公開とした場合の理由> 会議を公開することにより、会議の構成又は円滑な運営に支障が生じると認められるため。
傍 聴 者 数	0人

1 会議次第

- 1 開 会
- 2 会議運営に関する確認等
- 3 議 題
 - (1) 事業計画の変更について(報告事項)
 - (2) 管理処分計画(案)について(説明事項)
 - (3) 管理処分計画策定スケジュール等について(説明事項)
- 4 その他
- 5 閉 会

2 審議経過

1 開会

(事務局) 定刻になりましたので、ただ今から「第3回 芦屋市JR芦屋駅南地区第二種市街地再開発審査会」を開催させていただきます。

(あいさつ)

(事務局) それでは早速でございますが、これよりの進行は久会長にお願いします。

2 会議運営に関する確認等

- (会長) 本日の委員の出席状況について、事務局より報告をお願いします。
- (事務局) 委員定数7名中6名の出席をいただいておりますので、本審査会は成立しております。
- (会長) 次に本審査会の公開、非公開、議事録の公開について事務局から説明をお願いします。
- (事務局) 芦屋市情報公開条例第19条により附属機関の行う会議は原則公開としております。ただし、非公開情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合、公開することにより会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことができることとなっております。本日の審査会におきましては、審議いただく内容に個人情報、法人情報等が含まれるため、非公開としたいと考えております。議事録の公表につきましては、審議事項と審議結果について、非公開の趣旨を損なわない範囲で公表したいと考えております。
- なお、記録としての議事録につきましては、発言内容ごとに審議経過を記載し、会長若しくは会長の指名していただく議事録署名委員の確認をいただくことと考えております。会長より議事録署名委員のご指名等をお願いします。
- (会長) 事務局から説明がありましたが、質問・意見があればお願いいたします。

—————質問・意見なし—————

- (会長) それでは、本日の会議は非公開とすることについて皆さんにお諮りしたいと思います。賛成の方は挙手を願います。

—————全員挙手—————

- (会長) 全員の賛成ですので本日の会議は、非公開とさせていただきます。議事録については公開とさせていただきます。
- また、議事録確認の署名につきましては、今回は堀委員にお願いしたいと思います。

3 議 題

- (1) 事業計画の変更について（報告事項）

(事務局) (資料に沿って説明)

(会長) ただ今の説明につきましてご質問はございますでしょうか。

—————質問なし—————

(2) 管理処分計画（案）について（説明事項）

(事務局) (資料に沿って説明)

(会長) ただ今の説明につきましてご質問はございますでしょうか。

—————質疑なし—————

(3) 管理処分計画策定スケジュール等について（説明事項）

(事務局) (資料に沿って説明)

(会長) 説明は以上ということで、ご質問のある方がいればお願いします。

(喜田委員) 縦覧の告示日と期間を教えてください。

(事務局) 令和5年1月4日に告示し、期間は当日若しくは翌日から18日までの予定ですが、変更となる可能性もあります。

(会長) 2号委員から意見書が提出された場合、審議の間、当該委員は退出するというところでよろしいでしょうか。

—————異議なし—————

(会長) それでは、そのようになら取扱うこととします。

4 その他

(会長) 予定しておりました案件全て終了しましたが、全体的に何かありますでしょうか。

「その他」ということですが、何かありましたらお願いします。

(難波委員) 保留床と権利床の割合はどのようになっているのか。

(事務局) 商業部分は9割が権利床で、住宅部分は約3割が権利床となります。

(難波委員) それだけの保留床があれば、事業性は確保できるのではないか。

(会長) 事務局から何かありますか。

(事務局) 次回審査会は、来年2月21日に開催する予定でございますが、先ほど説明でも申し上げたとおり、意見書が提出されず、管理処分計画の内容に大きな変更がなければ書面開催とし、2月21日の開催は見送りたいと考えております。意見書が提出されれば予定通り開催しますので、よろしく願いいたします。意見書が提出されたかどうかについては前もって連絡いたします。

(会長) 意見書の提出によって開催するかどうかを決定することとします。

5 閉会

(会長) それでは、これを持ちまして本日の審査会は閉会といたします。どうもありがとうございました。